

兵庫県公報

令和2年7月21日 火曜日 第124号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定（建築指導課）	7
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局）	8
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	8
公 告	
○ 肥料の登録（農産園芸課）	9
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	9
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	10
○ 肥料の登録の失効（同）	11
○ 肥料の検査結果の概要（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 入札公告（管理課）	21
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	29
人事委員会公告	
○ 障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施	30

告 示

兵庫県告示第785号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

令和2年9月13日（日） 神戸市、加古川市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

同 月20日（日） 姫路市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、令和2年4月中旬から配布している。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

令和2年7月31日（金）から同年8月13日（木）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（受付最終日消印有効）。

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

令和2年7月28日（火）午前9時から同年8月10日（祝・月）午後5時まで

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078)385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570)07-1000



兵庫県告示第786号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

北野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
-------	----	----

理事 高松政計 加古川市野口町北野531番地



兵庫県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市生野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	池ノ上 繁	神戸市北区道場町生野52番地の1
同	小坂 正巳	同 市同区道場町生野610番地の2
同	大前 昌司	同 市同区道場町生野455番地
同	大北 良昭	同 市同区道場町生野591番地
同	大東 昭一	同 市同区道場町生野192番地
同	喜多 正博	同 市同区道場町生野316番地
監事	小坂 郁雄	同 市同区道場町生野134番地
同	銅本 増成	同 市同区道場町生野729番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	池ノ上 繁	神戸市北区道場町生野52番地の1
同	小坂 正巳	同 市同区道場町生野610番地の2
同	大前 昌司	同 市同区道場町生野455番地
同	大北 良昭	同 市同区道場町生野591番地
同	大東 昭一	同 市同区道場町生野192番地
同	喜多 正博	同 市同区道場町生野316番地
監事	小坂 郁雄	同 市同区道場町生野134番地
同	竹中 大作	同 市同区道場町生野290番地

神戸市日下部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	樋口 廣義	同 市同区道場町日下部372番地
同	樋口 清	同 市同区道場町日下部423番地
同	樋口 強	同 市同区道場町日下部458番地
同	吉尾 忍	同 市同区道場町日下部98番地
監事	木元 賢三	同 市同区道場町日下部103番地
同	米田 敏明	同 市同区道場町日下部25番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	飴谷 信治	同 市同区道場町日下部36番地の1
同	樋口 清	同 市同区道場町日下部423番地
同	樋口 強	同 市同区道場町日下部458番地
同	吉尾 忍	同 市同区道場町日下部98番地
監事	木元 賢三	同 市同区道場町日下部103番地
同	米田 敏明	同 市同区道場町日下部25番地

神戸市寺谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
-------	----	----

理事	高尾和幸	神戸市西区櫛谷町寺谷313番地
同	藤本昭宏	同 市同区櫛谷町寺谷302番地
同	高尾淳	同 市同区櫛谷町寺谷888番地の2
同	藤本雅洋	同 市同区櫛谷町寺谷431番地
同	藤本敏之	同 市同区櫛谷町寺谷285番地
監事	福山忠夫	同 市同区櫛谷町寺谷1006番地の1
同	福山宣明	同 市同区櫛谷町寺谷1018番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤本昭宏	神戸市西区櫛谷町寺谷302番地
同	高尾淳	同 市同区櫛谷町寺谷888番地の2
同	藤本雅洋	同 市同区櫛谷町寺谷431番地
同	前山文明	同 市同区櫛谷町寺谷909番地
同	藤本靖之	同 市同区櫛谷町寺谷827番地の2
監事	福山宣明	同 市同区櫛谷町寺谷1018番地
同	藤本哲宏	同 市同区井吹台西町3丁目7番地の7

三木市六ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	小谷政行	三木市加佐104番地の2
同	一山秀樹	同 市平田197番地
同	井上曉雄	同 市大村318番地
同	栗田弘明	同 市大村467番地
同	鈴木秀雄	同 市末広3丁目24番2号
同	森本嘉樹	同 市鳥町402番地
同	正木哲夫	同 市別所町近藤59番地
監事	戸田一史	同 市加佐370番地
同	横山一則	同 市鳥町110番地の3
同	西垣重一	同 市大村293番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	戸田秀隆	三木市加佐265番地
同	一山秀樹	同 市平田197番地
同	井上曉雄	同 市大村318番地
同	栗田弘明	同 市大村467番地
同	胸永修	同 市末広3丁目24番13号
同	森本嘉樹	同 市鳥町402番地
同	正木哲夫	同 市別所町近藤59番地
監事	小谷昭	同 市加佐79番地
同	横山一則	同 市鳥町110番地の3
同	西垣重一	同 市大村293番地

上田池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上田雅博	南あわじ市市青木125番地4
同	仁里克	同 市市福永685番地
同	堀井博茂	同 市市円行寺89番地1
同	斉藤晃夫	同 市市小井265番地
同	野口久幸	同 市市善光寺181番地
同	片山寛	同 市市市67番地

同	河 野 利 之	同	市市十一ヶ所272番地
同	島 田 和 彦	同	市市三條681番地
同	山 田 功	同	市神代社家1435番地
同	椿 原 義 弘	同	市神代浦壁589番地
同	田 村 寿 雄	同	市神代喜来11番地 1
同	位 高 正 直	同	市神代富田102番地 1
同	榎 本 啓 二	同	市神代地頭方1446番地
同	沼 田 明 大	同	市神代地頭方1419番地
同	上 田 順 裕	同	市榎列大榎列1290番地
同	杉 本 隆	同	市榎列小榎列374番地 1
同	高 見 雅 文	同	市榎列西川186番地
監 事	榎 本 悟	同	市市市213番地 1
同	藤 岡 豊	同	市市小井336番地 1
同	国 中 章 雄	同	市神代富田66番地 2
同	田 中 光 宣	同	市榎列小榎列326番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	上 田 雅 博	南あわじ市市青木125番地 4
同	松 本 光 正	同 市市福永721番地 1
同	堀 井 博 茂	同 市市円行寺89番地 1
同	齋 藤 清 和	同 市市小井342番地
同	野 口 久 幸	同 市市善光寺181番地
同	榎 本 悟	同 市市市213番地 1
同	河 野 利 之	同 市市十一ヶ所272番地
同	島 田 和 彦	同 市市三條681番地
同	吉 田 充 宏	同 市神代社家760番地
同	椿 原 義 弘	同 市神代浦壁589番地
同	田 村 寿 雄	同 市神代喜来11番地 1
同	位 高 正 直	同 市神代富田102番地 1
同	榎 本 啓 二	同 市神代地頭方1446番地
同	沼 田 明 大	同 市神代地頭方1419番地
同	上 田 順 裕	同 市榎列大榎列1290番地
同	前 川 修 一	同 市榎列小榎列166番地
同	奥 野 純 博	同 市市十一ヶ所233番地 2
監 事	藤 岡 豊	同 市市小井336番地 1
同	国 中 章 雄	同 市神代富田66番地 2
同	田 中 光 宣	同 市榎列小榎列326番地
同	山 口 誠 治	同 市市市165番地

市西土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	天 羽 龍 文	南あわじ市市福永631番地 2
同	喜 田 裕 夫	同 市市福永693番地
同	仲 田 勉	同 市市福永567番地
同	喜 田 正	同 市市福永641番地
同	仲 野 良 昭	同 市市新380番地 1
同	神 木 秀 夫	同 市市新348番地
同	神 木 修	同 市市新423番地 2
同	高 田 洋 成	同 市市新100番地
同	豊 田 恵	同 市市三條732番地 3

同	島 田 孝	同	市市三條598番地
同	橋 本 宗 男	同	市市三條756番地
同	山 口 悟	同	市市市215番地 2
同	榎 本 繁 秋	同	市志知中島266番地
同	松 下 泰 弘	同	市志知中島234番地 1
同	神 代 充 広	同	市志知中島286番地
同	溝 口 保 夫	同	市志知難波327番地
同	引 田 博	同	市市三條590番地 2
監 事	福 永 紘 一	同	市市三條659番地
同	榎 本 芳 史	同	市志知中島697番地
同	松 下 良 卓	同	市志知難波321番地 1

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	天 羽 龍 文	南あわじ市市福永631番地 2
同	喜 田 裕 夫	市市福永693番地
同	仲 田 勉	市市福永567番地
同	喜 田 正	市市福永641番地
同	仲 野 良 昭	市市新380番地 1
同	神 木 秀 夫	市市新348番地
同	神 木 修	市市新423番地 2
同	高 田 洋 成	市市新100番地
同	豊 田 惠	市市三條732番地 3
同	島 田 智 充	市市三條598番地
同	橋 本 宗 男	市市三條756番地
同	山 口 悟	市市市215番地 2
同	榎 本 繁 秋	市志知中島266番地
同	松 下 泰 弘	市志知中島234番地 1
同	神 代 充 広	市志知中島286番地
同	溝 口 保 夫	市志知難波327番地
同	樋 口 正 男	市市三條464番地 2
監 事	福 永 紘 一	市市三條659番地
同	榎 本 芳 史	市志知中島697番地
同	松 下 良 卓	市志知難波321番地 1

岡土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	西 澤 秀 勝	加古郡稲美町岡544番地
同	宮 本 忠 司	同 郡同 町岡163番地
同	竹 内 博 之	同 郡同 町岡2755番地の 1
同	木 下 英 和	同 郡同 町岡666番地
同	澤 田 敏 光	同 郡同 町岡1519番地の 2
同	竹 中 正 巳	同 郡同 町岡932番地の 1
同	梅 本 正 巳	同 郡同 町岡1538番地の 1
同	藤 本 肇	同 郡同 町岡322番地の 2
同	田 口 謙 三	同 郡同 町岡1395番地の 4
同	丸 山 重 吉	同 郡同 町岡1348番地の 3
同	松 山 宏 司	同 郡同 町岡1163番地の 3
同	阪 田 栄	同 郡同 町岡1014番地の 2
同	西 川 知 一	同 郡同 町岡2307番地の 1
同	小 村 武 司	同 郡同 町岡2205番地

同	大村康幸	同 郡同	町岡2344番地
同	山脇敏昭	同 郡同	町岡2293番地
監事	池田博美	同 郡同	町岡656番地
同	山本 繁	同 郡同	町岡366番地
同	米田敏巳	同 郡同	町岡1713番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	高松幹博	加古郡稲美町六分一1206番地の1
同	大西末良	同 郡同 町岡762番地の2
同	高橋秀明	同 郡同 町六分一1194番地の3
同	藤原利彦	同 郡同 町岡484番地の2
同	澤田敏光	同 郡同 町岡1519番地の2
同	竹中正巳	同 郡同 町岡932番地の1
同	藤本 肇	同 郡同 町岡322番地の2
同	植田一典	同 郡同 町岡1935番地
同	坂井安雄	同 郡同 町岡1199番地の1
同	米田良典	同 郡同 町岡1434番地
同	田口豊樹	同 郡同 町岡2863番地の22
同	藤本雅彦	同 郡同 町岡1231番地の14
同	穴田由成	同 郡同 町岡2177番地の3
同	藤本雅文	同 郡同 町岡2492番地
同	本岡康幸	同 郡同 町岡2268番地の1
同	藤原良知	同 郡同 町岡2450番地
監事	山谷 学	同 郡同 町岡451番地
同	梅本正巳	同 郡同 町岡1538番地の1
同	丸山勝正	同 郡同 町岡1021番地の2
同	藤原 勉	同 郡同 町岡594番地の3



兵庫県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市行原土地改良区	令和2年6月30日
戸原土地改良区	同
西脇市西脇土地改良区	令和2年7月3日
社町野村土地改良区	同



兵庫県告示第789号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第4項の規定により、次のとおり建築物が立地する土地の区域を指定し、当該区域内の常備消防機関の現地到着時間を定め、令和2年7月21日から施行する。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

建築物が立地する土地の区域	常備消防機関の現地到着時間(単位 分)
1 姫路市中播消防署の管轄区域(北部出張所の担当区域に限る。)、西はりま消防組合宍粟消防署の管轄区域(千種出張所の担当区域を除く。)、西はりま消防組合佐用消防署の管轄区域、豊岡消防署の管轄区域及び洲本消防署の管轄区域(南淡分署の担当区域(南あわじ市沼島の区域を除く。))に限る。)	常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離(単位 キロメートル)に3を乗じた数値(当該常備消防機関の位置から当該建築物の位置に至るまでの道路の整備状況等に応じた常備消防機関の現地到着時間の数値が、当該数値より小さいと知事が認める場合にあつては、当該現地到着時間の数値)又は30のうちいずれか大きい方の数値
2 丹波市消防署の管轄区域(丹波市のうち、青垣町山垣、青垣町遠阪、青垣町小稗及び青垣町大稗の区域に限る。)	常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離(単位 キロメートル)に2を乗じた数値(当該常備消防機関の位置から当該建築物の位置に至るまでの道路の整備状況等に応じた常備消防機関の現地到着時間の数値が、当該数値より小さいと知事が認める場合にあつては、当該現地到着時間の数値)又は30のうちいずれか大きい方の数値
3 1及び2に掲げる区域以外の区域(南あわじ市沼島の区域を除く。)	30



兵庫県告示第790号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。
令和2年7月21日

西播磨県民局長 遠藤 英二

- 指定する貯水施設の所在地
たつの市新宮町篠首1515番191
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
篠首自治会(道谷池担当)	たつの市新宮町篠首1637番

- 指定する理由
たつの市新宮町篠首地域内一級河川揖保川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第791号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。
令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第R01但馬位置 0008号	2.7.8	養父市八鹿町八鹿字沖田1264番7の一部、 1264番7地先里道	5.00	34.33
			5.40	34.57
			5.45	34.73

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
兵庫県肥料登録第1737号	副産動物質肥料 牛由来コラーゲンペプチド	窒素全量 15.0%	公定規格の とおり	旭陽化学工業株式会社 姫路市網干区福井45番地	令和2年 2月13日
兵庫県肥料登録第1738号	副産動物質肥料 豚由来コラーゲンペプチド	窒素全量 15.0%	同 上	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1739号	副産植物質肥料 ウイスキー酵母	窒素全量 6.0% りん酸全量 1.0%	該当なし	太陽産業株式会社 高砂市曾根町字新開2952番地	令和2年 2月18日
兵庫県肥料登録第1740号	混合有機質肥料 混合有機710	窒素全量 7.0% りん酸全量 1.0%	公定規格の とおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	同 年 3月31日
兵庫県肥料登録第1741号	混合石灰肥料 混合石灰肥料2号	アルカリ分 35.0% く溶性苦土 3.0%	同 上	太陽産業株式会社 高砂市曾根町字新開2952番地	同 年 4月13日
兵庫県肥料登録第1742号	混合石灰肥料 混合石灰肥料3号	アルカリ分 40.0% く溶性苦土 5.0%	同 上	同 上	同 年 5月19日



肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
兵庫県肥料登録第1307号	魚かす粉末 10.0魚かす粉末	窒素全量 10.0% りん酸全量 4.0%	該当なし	大和肥料株式会社 尼崎市浜1丁目2番30号	令和8年 6月24日

兵庫県肥料登録第1387号	甲殻類質肥料粉末 カニガラ粉末	窒素全量 4.0% りん酸全量 4.6%	同上	田口 幸利 豊岡市出石町伊豆603番地	同年 4月24日
兵庫県肥料登録第1416号	とうもろこしはい 芽及びその粉末 2.5とうもろこ しはい芽粉末	窒素全量 2.0% りん酸全量 2.5% 加里全量 1.0%	同上	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	同年 2月24日
兵庫県肥料登録第1474号	混合有機質肥料 混合有機質肥料4 -2	窒素全量 4.0% りん酸全量 2.0%	公定規格 のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁 目8番10号	令和5年 6月27日
兵庫県肥料登録第1504号	乾燥菌体肥料 多木ビール酵母	窒素全量 4.0% りん酸全量 1.0%	同上	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	同年 7月9日
兵庫県肥料登録第1548号	混合有機質肥料 農産発酵こつぶつ こ	窒素全量 5.5% りん酸全量 3.5% 加里全量 1.5%	同上	大和肥料株式会社 尼崎市浜1丁目2番30号	同年 3月8日
兵庫県肥料登録第1549号	副産動物質肥料 リキッド・アグリ	窒素全量 6.3%	同上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1 番17号	同年 4月17日
兵庫県肥料登録第1550号	混合有機質肥料 粒状有機肥料630	窒素全量 6.0% りん酸全量 3.0%	同上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁 目8番10号	同年 5月9日
兵庫県肥料登録第1553号	副産植物質肥料 醗酵副産肥料2号	窒素全量 1.5% 加里全量 9.0%	該当なし	ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町 二丁目6番6号	令和8年 6月13日
兵庫県肥料登録第1554号	混合有機質肥料 混合有機73	窒素全量 7.0% りん酸全量 3.0%	公定規格 のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁 目8番10号	令和5年 7月6日
兵庫県肥料登録第1660号	加工家きんふん肥 料 醗酵鶏糞N	窒素全量 3.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.5%	同上	有限会社レイ 赤穂郡上郡町旭日丙449番 地15号	令和8年 4月30日
兵庫県肥料登録第1661号	混合有機質肥料 サカナエキスDX	窒素全量 7.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.0%	同上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1 番17号	令和5年 8月20日
兵庫県肥料登録第1711号	乾燥菌体肥料 楽農舎5	窒素全量 6.0% りん酸全量 2.0%	同上	ハリマ産業エコテック株式 会社 姫路市網干区浜田1223番地 の10	同年 2月21日



肥料の登録事項の変更の届出

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	肥料の種類及び名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更事項	変更前	変更年月日
				変更後	
兵庫県肥料登録第1701号	副産石灰肥料 カーボンブラック入り副産石灰肥料	トーヨーカセイ株式会社 姫路市青山三丁目13番1号	肥料の名称変更	炭入り副産石灰	令和2年1月31日
				カーボンブラック入り副産石灰肥料	
兵庫県肥料登録第1707号	副産石灰肥料 卵殻石灰	JA全農たまご株式会社 東京都新宿区中落合二丁目7番1号	住所変更	東京都千代田区神田一丁目1番12号	同 年3月25日
				東京都新宿区中落合二丁目7番1号	



肥料の登録の失効

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次のとおり肥料登録は失効した。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所
兵庫県肥料登録第1379号	副産石灰肥料	粒状転炉さい2号	トーヨーカセイ株式会社 姫路市青山三丁目13番1号
兵庫県肥料登録第1380号	同 上	トーヨー粒状副産石灰1号	同 上
兵庫県肥料登録第1381号	同 上	粒状副産石灰肥料	同 上
兵庫県肥料登録第1433号	同 上	粒状転炉さい	同 上
兵庫県肥料登録第1623号	同 上	トーヨー粒状石灰1号	同 上
兵庫県肥料登録第1647号	同 上	粒状副産石灰肥料8号	同 上
兵庫県肥料登録第1685号	同 上	鉄入り副産石灰肥料	同 上
兵庫県肥料登録第1697号	混合有機質肥料	YA粒状肥料551号	有機アグロ株式会社 加古川市別府町新野辺3062番地
兵庫県肥料登録第1701号	副産石灰肥料	カーボンブラック入り副産石灰肥料	トーヨーカセイ株式会社 姫路市青山三丁目13番1号
兵庫県肥料登録第1706号	同 上	粒状エコ鉄35号	同 上

肥料の検査結果の概要

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により収去させた肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

令和2年3月分

特殊肥料

肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果					備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	その他の検査	
堆肥	株式会社村上ファーム	醗酵鶏糞	1.9	4.4	3.0	9		
堆肥	兵庫西農業協同組合	あさざりスーパーコンポ	1.7	2.4	4.1	14		
堆肥	株式会社神戸牛牧場	醗酵牛糞	2.0	1.9	1.8	12		
堆肥	丹波市	市島ユーキ	0.9	1.2	1.9	18		
堆肥	株式会社兵庫パークセンター	兵庫のパーク堆肥	1.0	1.0	0.5	17		
堆肥	全国農業協同組合連合会	ニューコンポ	0.8	1.0	1.4	22		

備考1 分析検査の欄及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、C/N—窒素炭素比

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン西脇寺内ショッピングセンター

所在地 西脇市寺内字天神ノ芝515番6ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林 護

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町 勝 義
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林 護

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林 護

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町 勝 義
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林 護

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林 護

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年6月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年7月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ西脇小坂店  
 所在地 西脇市小坂町大歳180-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
| マルエー生花         | 西脇市小坂町192        | 中原利仁   |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
| マルエー生花         | 西脇市小坂町192        | 中原利仁   |
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
令和2年6月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年7月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年11月24日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三木ショッピングタウン  
所在地 三木市加佐289-2ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| 株式会社キリン堂       | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 | 寺西 豊彦  |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |
| 株式会社キリン堂       | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 | 寺西 豊彦  |

イ 変更後

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| 株式会社キリン堂       | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 | 寺西 豊彦  |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男  |
| 株式会社キリン堂       | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 | 寺西 豊彦  |

イ 変更後

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
| 株式会社キリン堂       | 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 | 寺西 豊彦  |

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年6月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年7月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ別所店  
 所在地 三木市別所町高木字山ノ下638番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |
    - イ 変更後
 

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
令和2年6月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年7月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年11月24日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ王子店  
 所在地 小野市王子町593ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗章男
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗章男
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一
- 4 変更年月日  
 令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
 令和2年6月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和2年7月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和2年11月24日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ古坂店  
 所在地 加西市北条町古坂6丁目123番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗章男   |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年6月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年7月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ加西南店  
所在地 加西市西笠原町字六蔵67番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|           |                  |        |
|-----------|------------------|--------|
| 名称        | 住所               | 代表者の氏名 |
| 百萬石酒造株式会社 | 神戸市灘区大石南町一丁目3番7号 | 西村泰彦   |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 変更前
 

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
- (2) 変更後
 

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平 尾 健 一 |
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
令和2年6月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年7月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年11月24日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 

|     |               |  |
|-----|---------------|--|
| 名称  | マックスバリュ社店     |  |
| 所在地 | 加東市梶原字猪尻333—1 |  |
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平 尾 健 一 |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
    - イ 変更後
 

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平 尾 健 一 |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
    - イ 変更後

- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
- 4 変更年月日  
令和元年9月10日
- 5 届出年月日  
令和2年6月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
令和2年7月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
令和2年11月24日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 マックスバリュ東条店  
所在地 加東市天神321ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
- ア 変更前  
(仮称) マックスバリュ東条天神店
- イ 変更後  
マックスバリュ東条店
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章 男 |
- イ 変更後
- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章 男 |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年6月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年7月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

除雪トラック7トン級（豊岡土木事務所・養父土木事務所）2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年12月15日（水）

(4) 納入場所

豊岡土木事務所（豊岡市幸町7-11） 1台

養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320） 1台

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年7月21日(火)から同年8月4日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和2年8月31日(月)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年8月28日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年7月21日(火)から同年8月4日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月4日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和2年8月21日(金)午後5時から同月31日(月)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年7月22日(水)から同年8月17日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年7月22日(水)から同年8月4日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月4日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年8月21日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

### 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年8月27日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月14日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

2 Snow trucks (vehicle, 7 tons)

## (3) Delivery period: Decemder 15, 2021

## (4) Delivery place:

Toyooka Public Works Office

Yabu Public Works Office

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 4, 2020

(6) Deadline for tender:

14:00 August 31, 2020 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 28, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937



**入札公告**

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

**1 調達内容**

(1) 調達物品及び数量

除雪トラック7トン級（養父土木事務所）2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年11月15日（月）

(4) 納入場所

養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 入札の参加申込み及び入札の方法等**

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県

条例第15号) 第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和2年8月31日(月)午後2時30分 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年8月28日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年7月21日(火)から同年8月4日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月4日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和2年8月21日(金)午後5時から同月31日(月)午後2時30分まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年7月22日(水)から同年8月17日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年7月22日(水)から同年8月4日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月4日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年8月21日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年8月27日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月14日（月）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
2 Snow trucks (vehicle, 7 tons)
- (3) Delivery period: November 15, 2021
- (4) Delivery place:  
Yabu Public Works Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 August 4, 2020
- (6) Deadline for tender:  
14:30 August 31, 2020 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 August 28, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4937

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月21日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

除雪トラック7トン級（豊岡土木事務所）1台

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和3年11月30日（火）

## (4) 納入場所

豊岡土木事務所（豊岡市幸町7-11）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 入札の日時

令和2年8月31日（月）午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室

## エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年8月28日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

令和2年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年8月4日（火）は午後4時までとする。）

## イ 入札の日時

令和2年8月21日（金）午後5時から同月31日（月）午後3時まで（県の休日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和2年7月22日（水）から同年8月17日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年7月22日（水）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年8月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

## ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和2年8月21日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年8月27日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月14日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Snow truck (vehicle, 7 tons)

(3) Delivery period: November 30, 2021

(4) Delivery place:

Toyooka Public Works Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 4, 2020

(6) Deadline for tender:

15:00 August 31, 2020 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 28, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市伊保崎南2154番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市伊保崎南1番22号

中川真澄

3 許可年月日及び許可番号

令和2年5月12日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-3号（2高砂）

人事委員会公告

障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施

障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和2年7月21日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

| 職種                                                           | 採用予定人員 | 勤務先                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 一般事務職<br>(2) 警察事務職<br>(3) 教育事務職<br>(4) 小中学校事務職<br>(高卒程度) | 12名程度  | (1) 本庁各課、地方機関等<br>(2) 警察本部、警察署等<br>(3) 教育委員会事務局、県立高等学校等<br>(4) 県内（神戸市を除く。）の市町組合立小中学校等 |

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
  - イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
  - ウ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された者
  - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本国籍を有する者（県内の市町組合立小中学校等勤務のみを希望する者を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれにも該当しない者

3 試験日及び試験会場

| 区分   | 試験日                           | 試験会場                                 |
|------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 筆記試験 | 令和2年9月27日（日）                  | 神戸会場：兵庫県立大学神戸商科キャンパス<br>姫路会場：姫路商工会議所 |
| 面接試験 | 令和2年11月2日（月）、同月4日（水）のうち指定する1日 | 神戸市内                                 |

4 試験の方法

- (1) 筆記試験
  - ア 教養試験  
高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める。）。イ 論文試験  
一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験や一定の基準に該当する者のパソコン等の使用も認める。）。
- (2) 面接試験  
筆記試験合格者に対して、口述試験の方法により行う。

5 合格者の発表

- (1) 筆記試験  
令和2年10月16日（金）午後3時  
兵庫県ホームページに掲載する。
- (2) 面接試験  
令和2年11月13日（金）午後3時  
兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県ホームページに掲載するとともに最終合格者に通知する。

## 6 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「障害者請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000073.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000073.html)

## (2) 申込方法

## ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和2年9月14日（月）頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000068.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000068.html)

## イ 郵送による場合

所定の申込書に必要な事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること（配達記録及び簡易書留等を推奨）。受験票は、申込受付後、令和2年9月14日（月）頃に発送する。

## (3) 受付期間

## ア インターネットによる場合

令和2年8月6日（木）午前9時から同年9月1日（火）午後5時まで（受信有効）

## イ 郵送による場合

令和2年8月6日（木）から同年9月3日（木）まで（消印有効）

## 7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-341-7711（内線5920、5921）

078-362-9349（直通）